

平成28年度

第1回東京都食品安全審議会

日時：平成28年 8月 1日（月）午後3時00分～

場所：東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 0 0 分開会

【中村食品監視課長】 大変お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまより「平成 28 年度第 1 回東京都食品安全審議会」を開会させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、福祉保健局食品監視課長の中村でございます。本日、山本会長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、東京都福祉保健局仁科食品医薬品安全担当部長よりご挨拶を申し上げます。

【仁科食品医薬品安全担当部長】 福祉保健局食品医薬品安全担当部長の仁科でございます。

食品安全審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本日は当審議会からのご答申をいただき、昨年 2 月に改定した東京都食品安全推進計画について、昨年度の実施状況等をご説明させていただく予定でございます。

ご承知のとおり、本計画は現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とし、食品安全に関する施策を総合的・計画的に推進していくための重要な計画でございます。

本年度におきましても、計画に基づく施策を全庁横断的に実施し、東京の食の安全確保に努めているところでございます。

また、そのほか、昨年 10 月 1 日に施行いたしました弁当等人力販売業の現状、食品表示法の施行状況や、昨年度末に改定いたしました東京都食育推進計画についても、ご報告させていただきます。

委員の皆様方には、専門的あるいは都民の視点から、忌憚のないご意見を賜りましてご審議いただくとともに、今後とも都の食品安全行政に対しまして、皆様方のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 以後は着席のまま進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで本日の審議会についての注意点を申し上げます。

本審議会の資料及び議事録でございますが、原則公開することとなっております。あらかじめご承知おきいただきたいと存じます。

また、本日、報道関係の取材が入っております関係で、冒頭、撮影をさせていただくこともございます。あわせてご了承いただきたいと存じます。

続きまして、発言の際の注意点について申し上げます。ご発言の際は挙手の上、目の前のマイクの下ボタンを押していただき、赤いランプが点灯してからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら再度ボタンを押していただいて、消灯させ

いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

本年度、日本チェーンストア協会関東支部参与の泉谷定男様をご都合でご退任され、そのご後任として、同協会、長友潤一郎様に委員を委嘱させていただきました。よろしくお願いいたします。

また、一般社団法人東京都食品衛生協会、鎌田國廣専務理事が退任されまして、そのご後任として、石川寿生様に委員の委嘱をさせていただきました。石川様、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様の出席状況について確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都食品安全委員会規則第5条によりまして、委員の過半数の出席がなければ開催することができないこととなっております。ただいまご出席の委員は17名で委員総数23名の過半数に達しており、定足に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日、井上委員、岡部委員、小島委員、関川委員、橋本委員、森田委員はご欠席とのご連絡を賜っております。

続きまして、東京都幹部職員を紹介させていただきます。委員名簿裏面の事務局名簿をご参照ください。

まず、東京都福祉保健局、小林健康安全部長でございます。

【小林健康安全部長】 小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく、仁科食品医薬品安全担当部長でございます。

【仁科食品医薬品安全担当部長】 仁科でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 生活文化局消費生活部、赤羽企画調整課長でございます。

【赤羽企画調整課長】 赤羽でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 産業労働局農林水産部、小寺食料安全課長でございます。

【小寺食料安全課長】 小寺でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 環境局環境改善部、浦崎化学物質対策課長でございます。

【浦崎化学物質対策課長】 浦崎でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 中央卸売市場事業部、井上業務課長でございます。

【井上中央卸売市場業務課長】 井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 教育庁地域教育支援部、伊藤健康教育担当課長でございます。

【伊藤健康教育担当課長】 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 その他の福祉保健局職員につきましては、名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行につきまして、山本会長にお願いしたいと存じます。

なお、報道の方のご撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、山本会長、よろしくお願いいたします。

【山本会長】 東京都の食品安全審議会会長をしております東海大学の山本でござ

います。

年1回の顔合わせという感じでございまして、余り皆さん方とのお話ができていないかと思えますけれども、昨日、小池百合子新東京都知事が選ばれて、東京都もこれから心機一転やっていくことだと思っておりますけれども、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、やはり食品の安全、これが最も大事なことはないかと思っております。

この審議会の役割も大変重くなっていると考えておりますので、皆様方のご協力のもと、どんどん審議を進めていければと思っておりますが、もう一点、厚生労働省がやはり食品安全に関して、HACCP、これを義務化の方向に向けて検討を始めています。ということは、東京オリンピック・パラリンピックのあたりに向けて、どんどん、その制度の改革が進んでいくのではないかというふうに予測されるところであります。

我々としても、そういう流れに沿った科学的な考え方に基づいて、審議していければと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以後、座って審議を進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、事務局から配付資料について確認をお願いいたします。

【金子食品監視課課長代理】 食品監視課の食品安全担当の金子と申します。

本日お配りしておる資料でございますけれども、会議次第、委員名簿、座席表等のほか、資料1といたしまして、食品安全推進計画の概要の冊子、資料2といたしまして、食品安全推進計画重点施策の27年度実績及び28年度予定、資料3といたしまして、弁当等人力販売業の現状について、資料4といたしまして、「食品表示法ができました！」という冊子、資料5といたしまして、東京都食育推進計画（概要）というリーフレットを配付しております。

また、その他、参考資料1～19まで順次番号のついたものを、お手元に配付させていただきます。

また最後に、机上資料といたしまして、東京都食品安全推進計画の冊子を配付させていただきます。

以上が本日の資料となりますけれども、ご不足等ございましたら事務局のほうにご連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本会長】 ありがとうございます。資料の不足等、途中でお気づきの方がおられましたら、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

それでは、お手元の会議の次第に従いまして、東京都食品安全推進計画の進捗状況及び今年度の取組予定について、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【金子食品監視課課長代理】 食品安全担当の金子でございます。座らせていただき説明させていただきます。

それでは、東京都食品安全推進計画の進捗状況及び今年度の取組予定についてご説明いたします。資料1、こちらのリーフレットをご覧ください。

推進計画は食品安全条例の基本理念のもと、食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、施策の方向や重要事項について定めた計画でございます。当審議会から答申をいただきまして、平成27年度から32年度の計画として昨年2月に改定を行っております。

資料1をお開きください。推進計画では、食品の安全に関する課題に対応するため、三つの施策の柱のもと、特に重点的に取り組む11の施策を選定しております。この重点施策の進捗状況について及び今年度の取組予定について、施策ごとにご説明をさせていただきます。

それでは、資料2をご覧ください。A4横のコピーの資料となっておりますけれども、こちらをめぐっていただきますと、2ページ、重点施策1、東京都エコ農産物認証制度の推進を記載しております。

推進計画の進捗状況を説明させていただくために、施策ごとにこのようなページを作成いたしまして、左から、施策の内容、計画1年目である27年度の実績、本年度の実施予定について記載しております。

それでは、重点施策1について説明させていただきます。

この施策は、安全・安心で環境に優しい農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減してつくられる農産物を、都が認証して流通を促進する制度でございます。

制度の内容につきましては、参考資料1にリーフレットをご準備しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

まず1点目の、環境に配慮した栽培技術の普及といたしまして、農業改良普及センターによる制度説明会の開催や認証委員会の開催、環境保全型農業に取り組む農業者の技術支援。

また2点目にあります、認証対象農産物の増加に向けた検討では、農業者の意向調査に基づき、認証対象農産物の検討や増加品目の慣行栽培調査の実施。

3点目の、制度や認証マークの周知といたしまして、ホームページの生産者情報等の更新、JA共同直売所等でパンフレットやエコ農産物販売PR集による周知、とうきょう特産食材使用店へのPRとエコ農産物生産者とのマッチングの推進を行ってきておりまして、これらにつきましては、28年度も引き続き実施してまいります。

なお、参考資料2といたしまして、2016年版のエコ農産物販売PR集を配付させていただきます。

続きまして、3ページ目になりますが、国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進でございます。

食品衛生自主管理認証制度でございますが、こちらは食品の調理や製造、販売段階で、事業者が自主的に行っている衛生管理の取り組みを、国際規格と整合させた基準に基づいて、民間の指定審査事業者が認証する制度でございます。

まず1点目でございますが、「本部認証」や「特別認証」の活用による認証取得の促進でございます。

「本部認証」というのは、チェーン店の本部による統括管理と各店舗での衛生管理を一括で認証する制度ということになっております。

また、「特別認証」ではISOなどの国際規格の認証を取得している場合、都の自主管理認証制度も審査なしで取得できる仕組みとなっております。このような仕組みも含めまして、自主管理認証制度の普及や周知を図っておりまして、28年度も引き続き普及や周知を行ってまいります。

事業者への制度の普及といたしましては、27年度には制度説明会を16回、マニュアル作成セミナーを9回開催いたしました。また、食品関連展示会への出店も行っております。これら普及の取り組みを28年度も引き続き行ってまいります。

都民等への制度の周知といたしましては、ホームページやパンフレットによる周知や、東京を訪れる観光客向けの雑誌、これは外国人向けも含めまして、雑誌に広告を掲載させていただきまして周知を図っております。

また、参考資料の3として添付させていただいておりますが、英語版の認証制度のリーフレットも作成しておりまして、このような資料を活用して制度の周知を図っております。また、このような取り組みを28年度も引き続き行ってまいります。

2点目の自主的衛生管理段階的推進プログラムの普及でございますが、このプログラムは、認証を目指す前段階の取り組みについても、3段階に分けて段階的にステップアップが図れるプログラムとなっております。

このプログラムは、給食・調理業を対象としてスタートし、昨年6月に全業種に拡大いたしました。28年度につきましては、認証取得支援のための実地講習を行ってまいります。

3点目の制度の信頼性の確保でございます。こちらにつきましては、この認証制度は、東京都が指定した民間の審査事業者が認証を行うということになっておりますので、東京都といたしましては、審査事業者に対しまして、1業者あたり年間1回以上の立ち入り監査を実施しています。

また、審査技術支援のためのスキルアップ講習会を実施しておりまして、制度の信頼性を確保するようしております。これらについても引き続き実施してまいります。

なお、参考資料4といたしまして、これまで認証を受けた施設を紹介する冊子を配付させていただいております。

続きまして、4ページ、重点施策3、国際基準であるHACCP導入支援でございます。

HACCPは、国際的な食品の規格を定めておりますコーデックス委員会によってガイドラインが示されておりまして、各国にその採用が推奨されている国際的な衛生管理システムとなります。

施策の内容といたしまして、大きく2点ございます。

1点目が、総合衛生管理製造過程承認施設等への技術的支援でございますが、この承認といいますのは食品衛生法に基づく制度でございますが、牛乳や魚肉練り製品など、対象となる食品の種類は限られておりますけれども、HACCPの概念を取り入れた衛生管理の方法について、厚生労働大臣が承認基準に適合することを個別に確認するという制度になっております。

東京都では、このような施設に対しましてHACCP指導班を設置してございまして、専門的に監視を行っております。

また、人材育成として、昨年度、営業者の助言を行う食品衛生監視員向け講習会を実施してございまして、今年度も監視指導を引き続き実施してまいりたいと予定でございます。

2点目は、HACCP導入型基準の周知及び技術的支援でございます。

東京都では、HACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準、これをHACCP導入型基準と言っておりますが、国のガイドラインに基づきまして、27年4月に条例の基準に位置づけました。これにつきまして、ホームページや講習会などを通じて、引き続き周知を行ってまいります。

また、厚生労働省が示しております自主点検表や確認表、手引書等を参考に、事業者への助言、指導を引き続き実施していくとともに、厚生労働省や食品関係団体等と連携しながら、特に中小規模の事業者を対象とした普及推進策を検討しております。

右下に記載させていただいておりますが、現在、国においては、将来的なHACCPの義務化に向けて具体的な枠組み等を検討するための検討会を、本年3月から行っております。この検討会の報告が12月に取りまとめられる予定でございますので、都といたしましては、その内容も踏まえつつ、引き続き事業者への支援を行ってまいりたいと予定でございます。

続きまして、重点施策4、食品安全情報評価委員会による分析・評価となります。

食品安全情報評価委員会とは、この食品安全委員会と同様に、食品安全条例に基づき設置された機関となっております。

この評価委員会では、食品安全に関するさまざまな情報を収集・分析して評価し、都民へ情報提供するなどの施策へ反映しております。

1点目の情報の収集といたしましては、「食の安全に係る海外情報検索システム」の活用や他機関からの情報収集、参考といたしまして、中ほどに基本施策の13ということで、ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査を記載させていただいておりますが、このような関係機関が実施した調査なども活用して情報を収集しております。

これらの情報について2点目に記載しておりますが、情報評価委員会を開催いたしまして、情報の分析・評価をし、3点目に記載しておりますが、評価結果に基づく情報を都民等に情報発信しております。

参考資料の5といたしまして、このようなヒスタミン食中毒のリーフレットをお手元に配付させていただいておりますが、このようなリーフレット等を情報評価委員会での評価をもとに作成して配付し、周知を図っているところでございます。28年度も引き続き、情報評価委員会による分析・評価を行ってまいります。

続きまして、6 ページ、輸入食品対策でございます。

6 ページは、輸入食品に対する監視指導や検査を充実するとともに、輸入事業者による自主管理の取り組みを支援する施策でございます。

1 点目、専門監視班による監視と、2 点目、輸入食品の検査にありますとおり、輸入業や倉庫業へ立ち入り監視指導を実施するとともに、検疫所の違反事例を勘案して、輸入食品の検査を実施しております。

平成27年度は3項目の違反を発見し、輸入者を所管する自治体に通報するなど、必要な措置を講じております。

また、3点目の検査法の開発といたしまして、指定外添加物等の分析法など、新たな検査法を開発しております。

さらに、4点目、輸入事業者講演会を年1回開催するとともに、5点目の輸入事業者の自主管理推進支援といたしまして、輸入業者の衛生管理体制をチェック表により点検し、指導を行っております。これらの取り組みにつきまして、28年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、7 ページの重点施策6、健康食品対策でございます。

こちらは健康食品の安全確保と、正しい利用方法の普及啓発を行う施策でございます。

1 点目、市販品に対する監視指導では、市販品の試買調査を実施いたしまして、医薬品成分が検出されないかどうか、不適正な表示や広告がなされていないかどうか、調査を行っております。

違反が認められた3品目につきましては、製品を販売した都内店舗に対し、販売中止及び自主回収を指示するとともに、ホームページで摂取による危険性などを都民に周知するなど、対策を講じております。

2点目の健康被害事例専門委員会では、健康食品との関連が疑われる健康被害情報を収集・分析し、評価を行っております。

3点目の健康食品取扱事業者講習会では、健康食品を取り扱う事業者に対し、法令内容や違反事例の周知を行うための講習会を実施しております。

4点目の都民への普及啓発では、試買調査結果の情報提供や、リーフレット等による健康食品の正しい利用方法の普及啓発を行っております。

5点目の新たな機能性表示制度への対応では、機能性食品について講習会を通じた事業者への周知や、リーフレット等による都民への普及啓発を行っております。

参考資料6といたしましてお手元でございますが、27年度は健康食品に関する消費者調査を行っております。その結果について報道発表したものでございます。

また、参考資料7として、こちら縮小版になってございますが、ポスターを作成しております。実際には、この4倍の大きさのA2判のポスターとなっておりますが、こういうものであるとか、また、参考資料8、「健康食品ウソ？ホント？」というような冊子を作成し、配布することなどによって、健康食品の正しい利用方法の普及啓発を行っております。これらにつきましても、平成28年度も引き続き施策を実施して

まいる予定でございます。

続きまして、重点施策の7、法令・条例等に基づく適正表示の指導でございます。8ページをご覧ください。

食品表示に関する制度改正を踏まえまして、関係機関等と連携を図りながら、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進する施策でございます。

1点目、新しい制度に応じた相談・監視体制の整備といたしまして、食品表示法の施行に伴いまして、食品監視課に担当部署を設置するとともに、食品表示相談ダイヤルを開設して、食品表示法に関する一元的な相談体制を整備しております。

また、専門的な表示監視を行う食品表示監視班による調査や、公募都民である消費生活調査員による表示調査を実施しております。

2点目、食品表示の科学的検証では、DNA分析や同位体分析等を用いまして、食品の表示の検証を行っております。これらについても引き続き実施してまいります。

適正表示推進者の育成、この三つ目の施策といたしまして、事業者を対象に適正表示推進者育成講習会とフォローアップ講習会を実施し、適切な表示を推進する核となる人材育成を図っております。これについても28年度も引き続き育成に努めてまいります。

4点目、食品表示に関する情報の発信では、事業者・都民の食品表示に関する理解を深めるため、研修会や講習会、パンフレットの作成、配布、動画の作成、配布を行っており、これら情報発信についても引き続き実施してまいります。

5点目として、東京都食品表示監視協議会を開催し、国や特別区等の関係機関との連携を図ることとしており、引き続き関係機関との連携を図ってまいります。

作成しました資料やDVDなど、普及啓発の状況につきましては、後ほど報告事項で報告させていただく予定でございます。

続きまして、重点施策8、9ページになりますが、食品安全に関する健康危機管理体制の整備でございます。

こちらは食品による大規模、あるいは重大な健康被害の発生や、その発生が疑われる場合、迅速に被害の拡大防止や再発防止策を講じることができるよう、危機管理体制を充実する施策でございます。

1点目の関係機関との連携強化では、都庁内の関係各局と連携するため、食品安全対策推進調整会議を運営しております。また、国や関係自治体と連携を図るため、首都圏食中毒防止連絡会を開催することとしております。

2点目の緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施では、都区市の保健所等の食品衛生監視員を対象として、シミュレーションによる危機管理訓練や中央卸売市場での食品危害対策マニュアルに基づく机上訓練を実施しております。

3点目の緊急時の情報の収集・発信では、先ほどの食品安全情報評価委員会の施策でご説明いたしましたが、「食の安全に係る海外情報検索システム」などから関係情報を随時収集して、必要に応じて健康危機管理情報を発信しております。

これらの施策を引き続き実施していくことにより、健康危機管理体制を充実してま

います。

10ページをご覧ください。

重点施策9、食品中の放射性物質モニタリング検査結果と、食品安全情報の世界への発信でございます。

こちらはオリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、食品中の放射性物質モニタリング検査結果を初めとした都の取組など、食品の安全に関する情報を世界へ向けて発信する施策でございます。

1点目として、放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供では、都内産農畜水産物や、都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、引き続き定期的にホームページに掲載し、情報提供を実施していきます。

また、食事由来の放射性物質摂取量の推計調査を、化学物質の摂取量推計調査とあわせて毎年実施し公表しておりますが、27年度は26年度までの調査結果を取りまとめて公表したところでございます。引き続き、調査の実施と結果の公表を行ってまいります。

参考資料の14といたしまして、これまでに行ってまいりました食品中の放射性物質対策の内容を記載した資料を添付させていただいております。

また、参考資料15といたしまして、ホームページに記載している流通食品の放射性物質検査結果の一部でございますが、こちらを参考資料の15として添付させていただいております。このように日本語と英語を併記いたしまして、検査結果をホームページのほうに掲載させていただいております。

2点目の食品安全情報の世界への発信では、都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果につきまして、先ほどご覧いただきましたように、英語併記でホームページに公表しておりますので、引き続き情報発信をしております。

また、27年度には、重点施策2でご説明いたしました、食品衛生自主管理認証制度について、ホームページやリーフレットを英語化いたしました。

また、今年度につきましては、その他の消費者向け情報につきましても、英語化を行い、情報発信を行ってまいります。

また、さらに日本政府観光局などと連携して、webマガジンへの掲載やリーフレットの配布などを行うことにより、東京都の食の安全に関する取り組みについて情報発信をしていく予定でございます。

また、ピクトグラムを活用するなどした外国人向け情報提供シート例を含む食物アレルギーに関するリーフレットの作成、配布等によりまして、飲食店での取り組みの支援を行ってまいります。

続いて、重点施策の10でございます。食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進でございます。

こちらは、行政や都民、事業者が、それぞれの取り組みについて相互理解を深められるよう、リスクコミュニケーションを推進する施策でございます。

1点目の関係者による活発な意見交換では、比較的規模の大きいシンポジウム形式

の食の安全都民フォーラムの開催や、公募都民のグループ活動を行う「食の安全調査隊」を実施しております。

また、27年度からの新たな取り組みとしまして、比較的小規模なリスクコミュニケーションである「食の安全都民講座」を開催しております。

さらに、中央卸売市場では、市場における行政や市場業者の取組について、都民、事業者、都の三者で意見交換を行う「消費者事業委員会」を開催しております。

また、食品衛生監視指導計画を食品衛生法に基づき毎年度策定しておりますが、このような際にパブリックコメントを実施しております。

2点目の体験型セミナーの開催といたしまして、「夏休み子供セミナー」を開催しております。今年度は7月29日に「食品を科学しよう」というテーマで、身近な食品の酸性・アルカリ性を調べる実験などを行っております。

また、3点目の分かりやすい情報の提供といたしまして、ホームページやメールマガジン、食中毒予防に関するポスターやリーフレットを用いて情報提供を行っております。これらの事業につきましても、引き続き28年度も実施していく予定でございます。

参考資料としまして、お手元に、「食の安全都民講座」の案内、「食の安全調査隊」、「夏休み子供セミナー」の案内として、参考資料16～18としてお手元に配付させていただきます。

最後の施策となりますが、資料2の12ページをご覧ください。

総合的な食物アレルギー対策の推進でございます。

1点目の、食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導では、食品製造業や給食施設等を対象として、食物アレルギー物質の意図しない混入を防止するための監視指導を実施しております。

また、この際、都で作成しました「食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブック」を活用しております。

2点目のアレルギー表示の適正化では、食品の製造・流通・販売業者等に対し、アレルギー物質の検査も取り入れながら表示の監視指導を実施しております。

また、今年度につきましては重点施策9でご説明いたしましたが、食物アレルギーに関するリーフレットを作成、配布するなどして、飲食店の取り組みを支援することといたしております。

3点目の学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成でございますが、学校に対しましては、公立学校等に勤務する教職員を対象に、アレルギー専門員等による研修の実施や、学校における校内研修を推進しております。

また、保育所等におきましては、アレルギーを持つ子供への配慮や保護者からの相談に対応できるよう、職員を対象とした相談実務研修を開催するとともに、アナフィラキシー症状を起こした際の迅速かつ適切な対応を実践的に習得するための緊急時対応研修を開催しております。これら3点の取り組みを今後も継続し、アレルギー対策を推進してまいります。

以上、長くなりましたが、食品安全推進計画の進捗状況及び今年度の取組予定のご説明をさせていただきました。

以上でございます。

【山本会長】 ありがとうございます。

重点施策11項目と多岐にわたっておりますけれども、ただいまの説明につきまして、ご質問、それから、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

【佐野委員】 ご説明ありがとうございました。昨年度に続き、ぜひ今年度もさまざまな分野から、いろいろ取り組んでいただきたいと思います。

今、大きな枠で説明をいただいたのですが、ちょっと具体的ところで何点か質問と、それから、意見を申し上げたいと思います。

まず、重点施策5の輸入食品のところなのですが、輸入食品については、よくこの違反がわかったときには、もう既にその食品は胃の中にあるというように言われております。27年度に延べ3項目の法違反を発見されたとありますけれども、その違反内容と措置内容と、それから、その食品がどうなったのか、事後チェックについて教えていただきたいと思います。

それから、2点目が重点施策6の健康食品のところなのですが、この試買調査のところに、ぜひ機能性表示食品も含めていただきたいと思います、入っているのか、ちょっとここではわからないので、含めていただきたいと思います。

というのは、消費者庁の事後チェックの報告を聞くと、機能性関与成分が表示より少なかったり多かったりということがあったりとか、同一製品で、二つのロットで内容が違うという、つまり、内容と表示が違うという法違反のものが幾つもあったと報告されています。ぜひきちんと調査して、その対応までお願いしたいと思います。

これは本当に次々と新しい製品が市場に出ているので、やっぱり東京都民としては健康、それから、財産の面において、財産というのは無駄なことにお金を使ってしまうということにおいても予防できればと思いますので、これはよろしくお願いいたします。

それから、重点施策7の適正表示なのですが、ここはお伺いしたいのが、消費者庁と東京都というのは連携をとれているのかどうかというところなのですが、機能性表示食品は消費者庁に容器包装まで、どんなものに入れて売るかというのを届けてあります。ところが、昨年12月に機能性表示食品の三ヶ日ミカン、生鮮食品の三ヶ日ミカンが普通の透明のビニール袋に入れて、手書きのポップでこれは機能性表示食品で、機能はこうであるということを書かれて売られていました。これはガイドライン違反に当たるわけですけど、これは都内で発見されたものです。消費者庁のほうにはきちんと申し出として情報は提供しているのですが、その情報は東京都のほうにも伝わっているのか、私たちはその東京都にも別に報告をしなければならない、両方にしなければならないのか、そのあたりの情報共有についてお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは最後の1点になりますけど、重点施策8の健康危機管理のと

ころなのですが、今年1月に廃棄されるべき食品が売られていたという事件がありました。国では、余り迅速とは言えなかったのですが、関係省庁が集まっていろいろ対策を練りました。実際には健康被害が特にあったというような因果関係の関係もありますけれど、難しいとは思いますが、余りその、ごめんなさい、説明の仕方を変えます。特に健康被害の情報があつたとは聞いていませんけれど、東京都としては、どんな対策をされたのかということをお聞きしたいと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

【山本会長】 ありがとうございます。

順次、事務局のほうからお答えをいただきたいと思います。

【中村食品監視課長】 それでは、まず輸入食品でございますが、平成27年度、3品目について違反があつたということでございますが、これは全て残留農薬の違反でございました。

一つは、残留基準を超えるクロルピリホスが検出されたサトイモということで、これは中国産でございますね。

それから、二つ目が残留農薬の一律基準を超えましたチアメトキサムが検出されました中国産のショウガでございます。

それから、もう一点が、やはり一律基準を超えましたメタラキシル及びメフェノキサムが検出されましたベルギー産のチョコリということでございます。

物の措置でございますけれども、基本的に輸入者を所轄する自治体に通報して、その輸入者に対する指導を所轄の自治体をお願いしました。

物につきましてはお話がありましたように、残留農薬につきましては若干時間がかかるということで、こういった生鮮物につきましては、既に消費されているということが実際に多くございます。ただ、基準を超えたからといって、即危害が生じるわけではなく、やはり再発防止に向けた指導というのが重点になろうかというふうに思いますので、東京都といたしましては繰り返しになりますが、所轄の自治体のほうに通報し、輸入者の指導をお願いしているという状況でございます。

2点目の試買調査でございますけれども、これにつきましては、健康安全研究センターの薩埵課長より回答させていただきます。

【薩埵食品医薬品情報担当課長】 健康安全研究センターの薩埵です。

試買調査については昨年度126品目行いました。そのうち機能性表示食品については2製品、検査を行っております。

検査内容については表示検査で、表示内容についてチェックをしております。

機能性内容成分についてですけれども、現在、国で機能性関与成分の分析方法に関する検証を行っているところでございます。こういった経過を見ながら、我々も今後何ができるかについても、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【中村食品監視課長】 続きまして、3点目の適正表示の部分でございますが、い

わゆるミカンのポップについての連絡が来ていたかということなのですが、まずもちまして、そういう事業者の方への指導というのが、法律でいろいろと役割分担が分かれております。

例えば、広域事業者と申しまして、複数の県に事業所を配置するような事業者に対する指導というのは、基本的に農林水産省が行っております。我々自治体としましては、東京都内にだけ事業所があるようなものについて指導するという役割でございます。

さきのそのミカンの場合ですけれども、これはスーパーが販売をしております、スーパーマーケットでありますと、当然のことながら各県に事業所があるものですから、農林水産省のほうに連絡が行き、農林水産省のほうから指導が入ったと、このような経緯だということでございます。

もちろん、農林水産省と私どものほうで相互に情報の交換はやっておりまして、年に2回ほどですけれども協議会をつくって、そういった情報の提供等も行っております。

それから、4点目のいわゆる廃棄食品について、どうしたのかということでございますが、私どもの環境局のほうで廃棄物の担当の部署がございますので、そちらのほうで、まず産業廃棄物の事業者に対して、そういった食品の廃棄物が適正に処理されているのかどうかという調査が行われました。

結果でございますけれども、都内の事業者でそういった不適正なものは見つからなかったということでございます。

また、あわせて私どものほうでは、健康被害、食品を食べて例えばおなかを壊したですとか、あるいは異物が入っていたとかということは、所轄の保健を通じて日々情報収集をしておりますけれども、今回のその廃棄物の流通に関しましては、特にそういった健康被害等の情報はございませんでした。

以上でございます。

【山本会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【佐野委員】 今の三ヶ日ミカンなのですが、機能性表示食品として生鮮食品第1号だったわけで、農水省管轄ではなく、消費者庁のほうなので、農水省はちょっとこの場は違うのではないかなと思うのと、これは一軒の八百屋さんで、スーパーでも何でもなかったもので、それはきちんと本来なら情報共有して指導するというか、やっぱり現場をきちんと見ていただきたい。それを参考に、さらにほかのお店も監視してほしいという気持ちでおるのですけれど。

【中村食品監視課長】 少し言葉が足りなかったかもしれませんが、もちろん、それ以外の保健事項という部分につきましては、当然、消費者庁と私どものほうで連携して取り組んでございますので、違反等があれば、今後とも連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。

【山本会長】 ありがとうございます。機能性表示食品表示というのは非常にややこしいところがありますので、皆さん方も注視していただきたいと思いますと思っております。

ほかにご意見ありますか。では、どうぞ。

【藤山委員】 全般的なことなのですけれども、都民といたしまして、リーフレットやホームページなどによる都民への普及啓発、または、消費者への制度や認証マークの周知などと書かれておりまして、リーフレットという言葉が非常に多く出てきたような感じがいたしますが、私、まちでこれらのリーフレットを目にしたことは残念ながらございません。

私が住んでいるところでは、J A東京みらいというところがございますが、こちらのほうで直売所が5店舗あります。J Aバンク、こちらのほうが12店舗あると思います。こちら直売所のほうはちょっと自宅から遠いので余り行けないのですが、J Aバンクのほうはよく利用しております。こちらのほうの銀行のほうにもリーフレット等を置くことは可能なのでしょうか。

あと一つ、去年も思ったのですけれども、こちらの東京都エコ農産物、この本とても立派ですよ。これはまたことしも出ておりますが、この農産物販売PR集、これは誰に向けてのPR集なのでしょう、このとても立派なものだと思います。

以上です。

【山本会長】 では、事務局からお願いいたします。

【中村食品監視課長】 まず、リーフレットの配布先でございますけれども、それぞれの内容に応じて、ターゲットとする効果的な場所を決めているというのが実情です。例えば、その食品の安全に関する情報であれば、消費者を対象に去年度はスーパーマーケットにラックを置いて、配布させていただいたというような経緯がございます。配布先をどこまで広げるかは、コストと、それからベネフィットの関係でございますので、またご要望等を踏まえまして、検討を進めていきたいというふうに考えますが、すぐにちょっと、そのいわゆる銀行関係といえますか、金融関係ができるかどうかというのは、また検討をさせていただければというふうに思います。

2点目の冊子につきましては、小寺課長、よろしいですか。すみません。

【小寺食料安全課長】 では、産業労働局から。

基本的には、この食品事業者や、あとは、もちろん一般の消費者の方向けということをつくっているものでございます。

【藤山委員】 これをつくるのに幾らかかるのかなんて思ってしまって。

【山本会長】 何部ぐらい作成。

【小寺食料安全課長】 これですか。今ちょっと、正確な数値はちょっと、これは、たしか、これは正確に言えません。覚えてございませんけれども、何千部、1万まではいっていなかったと思いますけれども、ごめんなさい。

それから、案外、ちょっと改訂、改訂でやっていますから、申しわけございませんけど、そんなに予算規模的には、小さいのですけれども、そういうことでございます。すみません。ちょっとすぐ答えられなくて、また後ほどになります、部数は。

【山本会長】 ありがとうございます。コストベネフィットの関係もありますが、その辺もよく考慮しながら、部数等を決定していただければと思います。

では続きまして、戸部委員から。

【戸部委員】 私は二つお伺いしたいことがあります。

一つ目ですが、先ほど佐野委員のご質問についての回答についてお伺いしたいのですが、廃棄食品、本来は捨てられるべきものが捨てられていなかったということへの対応として、環境局のほうでその産廃業者さんの調査をされたというご説明をいただいたのですが、その調査の方法はその書類なのか、それとも、その現場に行かれたのか、今後、予防的に何か確認等々を考えていらっしゃるのかというあたりの話をお伺いしたいというのが一つ目です。

二つ目は、重点施策の2のところ、東京都のその食品衛生自主管理認証制度の推進ということで、本部認証という仕組みがあるということなのですけれども、この本部認証というのは、チェーン店の本部が東京にあるということというところなところですかね。

その本部認証の場合の認証に当たっての確認の方法というのは、どんなことなのか。それぞれの個店で認証を取られる場合は、その個店での衛生管理の取り組みというのを確認に行かれると思うのですが、本部認証の場合、例えば、参考資料4に出ているチェーン店さんを拝見すると、いろんな種類のお店があって、そうすると、それぞれの衛生管理の重点は違うと思うのですが、そのあたり何かサンプリングして、その現場のほうを見に行かれるのかということと、その本部の確認というのは、多分、その管理機能の部分だと思うのですが、そのあたりはどんなふうの確認をされているのかということをお伺いしたいです。

【山本会長】 では、事務局。

【中村食品監視課長】 まず、廃棄食品の関係でございますけれども、実際の調査はそれぞれの業者のところに行って、いわゆる、マニフェストがきちんと保管されているかどうか、それから、その実際に入ってきたものと出るものの数値が合っているかどうかというような確認をしました。

それから、防止策でございますけれども、愛知のほうで売られていたものにつきましては、いわゆる、その業務用のものがスーパーに並べられているということで、実際には表示がきちんとなかったものなのですね。ですので、我々としてはやっぱり、そういった業務用のものが無表示で売られていることがないように、事業者の方にもお話をしていますし、我々監視員の中でも確認をしていくということを徹底しているというところでございます。

自主管理認証制度につきましては、担当の澁谷のほうからお答えさせていただきます。

【澁谷食品危機管理担当課長】 本部認証のご質問でございますが、まず、本部におけるマネジメントシステム、つまり、品質管理、衛生管理の総合的なシステムと、あと、そのチェーン店の中でも、先ほどおっしゃっていた系列といいたしでしょうか、そこで何店舗かピックアップして、それぞれ実際に監査しまして確認をいたしております。

【山本会長】 よろしいでしょうか。

ほかに。

はい、どうぞ。

【浅見委員】 三つ教えていただきたいと思いました。

重点施策4のところにあります食品安全情報評価委員会というところでご議論があるのかなのか、ほかのところなのかもしれないのですけれども、東京湾のカタクチイワシの8割の内臓からマイクロプラスチックが見つかったという、これにはPCBなどの化学毒性のあるものがくっつきやすく、それがお魚の内臓に蓄積されていくというふうに聞いているのですけれども、これについてご議論があったり、ご検討されたりしているのかなということが1点と、その次の輸入食品のところ、放射線の照射された食品に関する検査はされているのかどうかということをお尋ねしたいのと、あと、施策の11とか、あるいは、9とかにかかわるかと思うのですけれども、表示について、ユニバーサルデザインというような観点から何かご検討をされたことがあるのか。特に目の不自由な方に、外国人の方もそうだと思いますけれども、アレルギーの物質が入っているかどうかというのは、命にかかわる問題なので、その表示についてどのような対策がなされているのかということをお尋ねしたいと思いました。

【山本会長】 ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

【中村食品監視課長】 まず第1点目の、安全評価委員会のほうでマイクロプラスチックについて検討されているかということなのですが、評価委員会のほうでは、特にまだその議論はしておりません。

ただ、こちらに冊子がございますけれども、机上資料としてお配りさせていただきました冊子でございますけれども、そちらの20ページをお開きいただきますと、20ページの左の上に基本施策13というのがございます。ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査ということで、この中で東京湾内の魚介類などを対象にしまして、ダイオキシンですとか、あるいは、PCB、それから、TBT、有機スズ化合物です、そういったものの調査などを行って、毎年結果は公表させていただいております。

放射線の照射でございますけれども、これにつきましては、担当のほうからご説明をさせていただきます。

【事務局】 食品監視課の寺村と申します。

放射線照射済食品の検査ということですが、こちらに関しましては、現在検査をしておりません。放射性物質関係につきましては、そこがございますように、今は福島原発対策、それから、輸入食品対策というところで対応させていただいております。

以上になります。

【中村食品監視課長】 それから、3点目の、表示につきましてのユニバーサルデザインでございますけれども、これにつきましては、今現在この計画の中では特に何も申し上げておりません。

ただ、この4月から、いわゆる障害者差別解消法なども施行されましたので、そういった部署と連携しながら、適切な情報提供につきましては、どのような方法がいいのかということをお尋ねしたいというふうに考えております。

【山本会長】 では、追加でご発言どうぞ。

【浅見委員】 放射線の照射された食品に関しては、日本は輸入を禁止していると思いますので、やはり監視していただきたいなど、要望として挙げたいと思います。

【山本会長】 そういうご要望があったということで進めさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【川崎委員】 食品産業センターの川崎です。いつも大変お世話になります。

重点施策3のHACCPの導入支援に関して、2点質問をさせていただきます。

いわゆる、導入型基準を昨年4月に条例施行をされて、ほぼ1年たっているわけですが、いわゆる従来型基準ではなく、HACCP導入型基準を選択されて衛生管理をされている企業の割合が1点と、もう一つは、段階的な普及を図ることを一つの目的として導入型基準が設定されているのですが、もしなかなか進まないという難しさがあるとすれば、それはどのような理由なのか。2点目は1点目のお答えにもよるのですが、2点質問させていただきます。

【中村食品監視課長】 まず、導入型基準を選択している事業者様がどのぐらいいるかということですが、実は東京都の場合は届け出制というようなものを特に強いていないものですから、正確な数というのは把握しておりません。

ただ、感覚で申し上げますと、東京というのはどちらかというと大規模な製造業が少なく、いわゆる、小売ですとか飲食業が多いものですから、全体としてそれほど多くないのではないかなという感じでございます。

それから、HACCPを導入するに当たってのネックでございますが、やはり、そのHACCPというものに対して、そのハードルがやはり高いというようなイメージが先行してあるのかなということと、やはり、そのマニュアル化ということと、日々の記録をつけるという、この辺がやはりまだなれていないという部分がございますので、その辺をこれからご理解いただくことが必要なかなというふうに思います。

澁谷さんのほうで何か補足はありますか。

【澁谷食品危機管理担当課長】 導入型基準ですが、恐らくは、この基準が規定整備される前から、都内の製造者、いわゆるメーカーでは、このような形で衛生管理を行っているところもあったのではないかと思います。先ほどのお答えのとおり、実際の正確な数というのは持ち合わせてはいないのですが、監視現場等をいろいろ見てみますと、すでにHACCPを導入しているところもあります。

そして、HACCPのハードルが高いというところでは、まず、自主管理認証制度の周知という活動の部分と、実際、今、やられている衛生管理そのものが、HACCPの仕組みの中で、認証制度を活用できる部分もあるというところをきちっと整理をして、ご理解していただく。認証制度の普及のための講習会などでは、そのようなテーマを含めてご説明をさせていただいているところでございます。

【山本会長】 よろしいですか。

【川崎委員】 どうもありがとうございました。昨年のこの場でも同じことを申し

上げたのですけども、今ご指摘があったように、H A C C Pは全く新しい衛生管理の仕組みではなくて、ご指摘のように、今までやってきた衛生管理の仕組みを「見える化」して、科学的な手法でより整備をしていく仕組みという面が一つの特長だと思いますので、その辺を理解していただくということを含めて、現場で指導していく指導人材が、普及にとっては非常に重要なポイントだと思います。まさに、この辺は我々、業界がちゃんとやる仕事であるということは認識していますが、やはり行政の立場からも、こうした人材による指導体制をどうしたらいいかということ、ぜひ今後、ご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【山本会長】 ありがとうございます。H A C C P、これから取り組んでいかなければいけないというところが多いと思うのですけれども、東京都として自主衛生管理の認証制度がありますので、そこがもうベースとなって、4番目のステップまで行っているところは、あともうちょっとだということ、さらなる普及を進めていただければなと思っております。よろしくお願ひします。

では、江木委員、どうぞ。

【江木委員】 都地消連の江木でございます。

一般消費者として本当に素朴な質問でございますけれども、今のH A C C Pの件でも昨年もちょうどご質問申し上げたのですけど、やはり、世界的な水準からおくれているのは、H A C C Pのしっかりした構築がないからと聞いておりますけど、いかなものございましょうか。やっぱり東京都がそれを指導して、H A C C Pを各小さな企業でも受け入れられるような簡単な方法、そういうのをどのようにご指導なさっているのか、それをちょっと伺いたい。

それから、今、健康食品ですね、この機能性食品の表示が今は大手を振って、もうテレビをつけると朝から晩まで、すごい効果があるような表示が出ております。それで一般消費者は服従、いろんなものでそれがいいと思って片っ端から使うと、それがかえって体に悪影響があるのではないかと、そのような心配もして意見書なんかを出させていただいておりますけど、ちゃんとした私たちの納得できるようなご回答はいただいております。だから、そういう面ではいかなものかなと思っております。

その二つの点でよろしくお願ひいたします。

【山本会長】 では、事務局からお願ひします。

【中村食品監視課長】 H A C C Pの普及につきましては、まさに、国際標準としては確かに世界的にすぐれているものでございまして、それだからこそ、国としても、やはり義務化ということで今は動いているのだろうというふうに思います。

東京都におきましても、十数年前から自主管理認証制度というものを設けまして、レベルアップといいますか、ステップアップの仕組みというのをつくってまいりました。

さらに、資料につけてございますとおり、いきなり認証ではなくて、それに行くためのステップとして3段階設けるとか、そういう形で、なるべく事業者の方がそういう制度に乗っていただけるような、そんなものを工夫して今は取り組んでいるというところでございます。

今後とも国の義務化の方向とも連携をとりながら、H A C C Pの導入については推進をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、機能性表示食品でございますけれども、制度の運用は国が主導でやっていますし、届け出自体も国にすることということで、なかなか、その自治体として関与できる部分というのは非常に少ない状況です。しかし、効果・効能と言いますとちょっと語弊がありますが、そういうものを過大に信じてしまって、例えば、その治療のためのタイミングをおくらせてしまうとかということがありますと、やはり健康被害につながる場合がございますので、我々自治体としては、まず機能性表示食品というものはどういうものなのか、それから、そこに書かれている機能性というものは、どの程度、その信頼性のあるものなのかというようなことをお知らせしておくのがまず重要だろうというように思っております。健康食品のパンフレットの中にも、機能性表示食品というのを新たに1項目盛り込みまして、今申し上げたようなことについて、都民の皆様方にお知らせをしているという状況でございます。

【山本会長】 よろしいですか。関連して、江木委員、どうぞ。

【江木委員】 ここにホームページ、情報提供って書いてあるのですが、なかなか高齢の方なんて、ホームページなんてご覧になる方は少ないですね。だから、こういうのはいかがなものかなと思って、リーフレットか何かでまだお配りしても、それでもよくご覧にならないということがあるのですね。

だから、私たち消費団体が講座を一生懸命いたしまして、皆さんに少しでも知っていただくように啓発事業は始終しているのですが、なかなかそれでも皆さんに浸透するというのが難しいですね。

だから、そのホームページというのは若い方はいいですけど、本当にある程度高齢になったら難しいです。

【山本会長】 では、事務局、お答えをどうぞ。

【中村食品監視課長】 お話のとおりかというふうに思います。ですので、いろいろな媒体を用意しなければいけないなというふうに考えております。

私ども、ホームページだけではなくて、冊子のようなものもつくってございますし、今お話しあったように、例えば、その団体の皆様方から講習会をやるということであれば、私どもが行ってお話するというのも可能ですので、そういう形での連携をこれからとっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

【山本会長】 はい、追加で説明をよろしく願います。

【薩埵食品医薬品情報担当課長】 追加ということで宣伝ではないのですが、健康食品のリスクコミュニケーション関係で、今度9月16日に都民フォーラムを都庁ホールで開催します。テーマは、健康食品との上手な付き合い方ということで、「機能性表示食品を考える」というテーマでシンポジウムとパネルディスカッションを行う予定です。今月号の「広報東京都」にも開催のお知らせを出しておりますので、皆さん、ぜひご参加していただければと思います。

【山本会長】 それでは、畝山委員、どうぞ。

【畝山委員】 すみません、補足ですけれども、機能性表示に関してはおっしゃるように消費者庁というか、国の管轄なのですけれども、景品表示法の取り締まりに関しては、地方自治体に権限があり、健康増進法の勧告についても2016年4月から地方自治体に委譲されていますので、平成28年6月30日にパブコメを経て消費者庁から発表された「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」に基づいて、東京都のほうでも積極的に、違法表示に関しては取り締まっていたらと期待しております。

【山本会長】 ありがとうございます。HACCPの普及ですけれども、これについては厚生労働省のほうも、いろいろなツールを提供しようということで今はやっております。そういったものも活用していただいて、自治体との連携で広めていただければなというふうに思います。

戸部委員、どうぞ。

【戸部委員】 すみません、今のそのHACCPの取り組みなんですけれども、これ2020年のときには、どういう状態になっていることを目指していらっしゃるのでしょうか。

例えば、この自主管理認証制度で登録されているお店のリスト、今これ38ページですけど、これが倍になるのか、200ページになるのか、どういう状態を目指して、毎年この予定を立てて実施をされているのか、どんなことを私たちは期待したらいいのかというのがよくわからないのですけど。

【中村食品監視課長】 理想から申し上げれば、2020年の段階で、先ほど見える化というお話がありましたけれども、全ての施設が、何らかの見える化の衛生対策をしているというのが理想だというふうには思っております。

ただ、今現在、国のほうがその義務化に向けて動いていますので、これが全ての業種、全てのその事業規模にかかわらず、全部義務化になるのか、あるいは、一部分になるのかによって、その自治会の取り組みというのも若干変わってくると思いますので、また、その国の動向を見ながら、私どものほうでどのような支援ができるのかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

【中村食品監視課長】 理想から申し上げれば、2020年の段階で、先ほど見える化というお話がありましたけれども、全ての施設が、何らかの見える化の衛生対策をしているというのが理想だというふうには思っております。

ただ、今現在、国のほうがその義務化に向けて動いていますので、これが全ての業種、全てのその事業規模にかかわらず、全部義務化になるのか、あるいは、一部分になるのかによって、その自治会の取り組みというのも若干変わってくると思いますので、また、その国の動向を見ながら、私どものほうでどのような支援ができるのかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

【山本会長】 よろしいでしょうか。多岐にわたる事業でございますので、大変でございますけれども、順次進めていただければと思います。

ほかにご質問、ご意見ないようでしたら、次に進みたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、議事次第で報告事項ですね、弁当等人力販売業に関する現状について、事務局からご報告をお願いいたします。

【金子食品監視課課長代理】 それでは、ご報告させていただきます。

お手元にごございます資料の3、A4、1枚の印刷物でございますが、弁当等人力販売業の現状についてという資料をご覧ください。

弁当等に関する食品販売の規制のあり方につきましては、平成26年2月にこの審議会から、「屋内等のより安全な販売形態への誘導を第一として、やむなく屋外で一時的に人力による移動して販売する場合にあっては、衛生上必要な要件を整備すること」という答申をいただいております。それを受けまして、条例の改正等を行っております。

まず、この制度でございますが、一つ目として、(1) 人力により移動販売する場合の要件整備と書いてございますが、平成27年10月から、人力等により弁当等を移動販売する場合には許可が必要な業種となっております。

運搬容器であるとか、運搬用具の設備要件、また、食品衛生責任者の設置等を定めて、許可が必要な業種として指定しております。

また、二つ目の屋内での販売形態へ誘導する取組といたしまして、ランチタイム等に一時的に屋内で包装食品を販売する場合には、衛生上支障のない範囲で基準を緩和して、こちら改正前のイメージ図柄、左側にございまして、右側に改正後のイメージ図柄とございますが、区画についてはロープ等と書いてありますけど、このようなところで施設基準を緩和するような形で制度を改定しております。

続いて、裏面をご覧ください。

平成28年3月31日現在の先ほどの(1) 弁当等人力販売業の許可数でございますが、こちら244件となっております。

この規定の中で販売に従事する従事者につきましては、許可済証の交付を受けて、それを携行する必要があるということになっておりますので、その人数が381名、全部で381名の従業者がおるということになっております。そのうち、改正前の行商人の届け出をしていた方が328名おります。

(2) といたしまして、先ほどの(2) にございました、ランチタイム等で一時的に建物の中で包装食品を販売する施設の許可件数でございますが、こちらは246件となっております。このうち旧来の行商を行っていた人が経営しているものは、14施設でございます。

なお、参考に、平成27年の行商の届け出数、業者につきましては、行商の届け出の日にかかわらず、12月31日までの期限としておりまして、毎年届けをする必要がございます。その最後の年、27年の行商の届け出数が518名となっております。

それに対しまして、(1)、(2) という数字を見ていただきますと、ほぼスムーズに手続等を行っていただいているのではないかというふうに認識しております。

以上でご報告を終わります。

【山本会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

特段何か問題が起こったとか、そういう事例はございますか。

【中村食品監視課長】 今のところ、特に大きなトラブルというのは聞いてございません。

ただ、この制度を設けますときに、大分マスコミからは、いわゆる、サラリーマンの方がお弁当を買う機会が失われてしまうのではないかなというご懸念が大分あったのですけれども、今申し上げましたように、従前の届け出が500少しあったのでございますけれども、今回の許可数が244、それから、ビルの中での一時的な販売が246ということで、トータルしますと、あわせて500幾つですので、そういった意味で、サラリーマンの方のお昼がなくなるというようなことはなかったのかなというふうに考えております。

【山本会長】 あとは、その行商の方と路面店の方とのトラブルというのは、特にその後は報告がないということでしょうか。

【中村食品監視課長】 そうですね。今回、我々としては、やっぱり屋外でお弁当を売るときの衛生の担保をどうするかということで、今回の新しい制度をつくりましたので、その衛生という部分につきましては、特にトラブルというのは聞いてございません。

【山本会長】 ありがとうございます。

特にご質問ないようでしたら、次のご報告に移らせていただきます。

続きましては、先ほどからご質問も出ておりますけれども、食品表示法の施行状況について、事務局から報告願います。

【金子食品監視課課長代理】 資料4の「食品表示法ができました！」という冊子をご覧ください。

お開きいただいて2ページの左側でございますが、食品表示法は皆様もご存じのとおりに、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法の食品の表示に関する規定を一元化したものでございます。

2ページの中断でございますように、原材料等の表示方法を変える必要があるとともに、これまで任意でございました栄養成分の表示が義務化となっております。

続いて、5ページをご覧ください。

右下に経過措置期間を記載しておりますけれども、加工食品や添加物については、平成32年3月31日までに一般用として製造されるものは、旧基準での表示が可能になると記載しております。すなわち、平成32年4月1日から全ての加工食品は新しい表示にする必要がございます。

また、一般用の生鮮食品につきましては、この10月1日から新しい表示とする必要がございます。

先ほど重点施策7といたしまして、相談監視体制の強化であるとか、適正表示推進者の育成のための講習会等についてご説明いたしました。そのほか、この制度の普及

啓発を図っていくため、参考資料9のちょっと厚い物がござりますが、事業者向けの手引きを作成、講習会等で配布いたしまして周知をいたしております。

また、参考資料の10、DVDを配付させていただいていますが、こちらの裏に内容は記載してありますけれども、関係部署と協力いたしまして、先ほどお話のありましたような景品表示法であるとか、米トレーサビリティ法、計量法も含めまして、食品表示全般にかかわる内容の動画を作成しまして、このようなDVDを配付するとともに、現在、ユーチューブでも閲覧できるようにいたしまして、わかりやすくお知らせできるように努力しております。

また、先ほどご説明いたしました、このような参考資料11、「食品表示を見てみよう」というような消費者向けのリーフレットも作成いたしまして、こちらにつきましてはスーパーのラック等に置かせていただいております、消費者向けにも周知を努力しておるところでございます。

また、栄養成分表示につきましては、参考資料12にござりますが、ハンドブックを作成しております。これを作成して事業者の方々にお配りするようしております。

また、先ほどご説明いたしました、生鮮食品につきましては、この10月1日から新たな表示が必要となります。それにつきまして、参考資料の13にござりますが、このようなチラシを作成しまして、今までの表示例、「みかん」と「まいわし」が書いてござりますが、このようなものにつきまして、こちらは生産者の方々にお配りできるように、東京都の関係部署と協力の上、JAなどを通じて生産現場の方々にお配りするよう努力も行っております。

都では、現在、講習会等も含めまして、このような普及啓発の資材を用いて、現在の食品表示法、新しくなった食品表示法の普及啓発を図るとともに、事業者の支援を行っているところでございます。

以上、ご報告でございます。

【山本会長】 ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

【佐野委員】 ことしの4月から、健康増進法と、それから景品表示法の権限が都道府県に移譲されたわけですけど、何か、それに関する案件がありましたでしょうか。

【中村食品監視課長】 まず、健康増進法のほうのいわゆる虚偽・誇大に対する指導権限が来たということなのですけども、今のところ、それにかかるようなものは我々のほうとしては探知をしておりません。

【赤羽企画調整課長】 生活文化局の赤羽でございます。

景品表示法に関しまして、措置命令の権限が26年12月から東京都におりてきておりますけれども、まだ措置命令に係る事案はございません。

28年4月からは課徴金の制度が景表法でなったのですが、それにつきましては国のほうの権限というようになっております。

以上でございます。

【山本会長】 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

では、特にならなければ、次のご報告に進みたいと思います。

三つ目は、東京都食育推進計画の改定についてということで、事務局から報告をお願いします。

【小寺食料安全課長】 それでは、資料5になりますが、本年3月末に改定いたしました、東京都食育推進計画につきましてご説明いたします。お手元に配付しております資料5の概要版で説明させていただきます。

まず、概要版をお開きください。資料上段に食育推進計画について書いてございますが、食育は、生涯にわたって健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的としております。食育を推進するため、国は平成17年6月に食育基本法を制定し、都はこれに基づき、平成18年9月に東京都食育推進計画を策定しております。

食育を所管する関係局において、さまざまな施策を展開してきてございます。

平成23年に改定した現行計画が平成27年度で終了することから、食をめぐる環境の変化を踏まえ、このたび、東京都食育推進計画を見直すことといたしました。

計画期間は、平成28年度～32年度までの5年間としております。

次に、下の段の東京都食育推進計画と書かれている内容になりますが、最初の一項目に、東京の食をめぐる課題といたしまして、ライフスタイルの変化による食育機能の低下や消費と生産との乖離、食に対する理解の不足と食生活の乱れなど、現在の食を取り巻く課題について述べてございます。

続いて、その下の2では、施策の体系ということで、課題解決に向けた三つの取り組みの視点と方向性を上げております。

一つ目の、生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進というところでは、世代を四つのライフステージに分け、それぞれステージに応じて効果的に食育を推進することとしております。

(2)の食育体験と地産地消の拡大に向けた環境整備というところでは、食を理解する交流や体験ができる仕組みをつくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催なども見据えて、食材の魅力について理解を深める取り組みを推進していくとしております。

また、(3)の食育推進に必要な人材育成と情報発信という項では、研修会や講習会等により、食育を推進する人材を育成するとともに、食育の実線に必要な情報発信、環境整備に取り組んでまいります。

最後に、右側の3に掲げてございますが、平成32年度までに達成すべき主な指標としまして、こうした取り組みの方向に沿った施策の成果や達成度を把握するため、5年後を目途とした指標目標を掲げてございます。

こちらの指標の全体につきましては、概要版の最後のページにも掲げてございますが、こちらも参考にご確認ください。

今後は、この食育推進計画に基づきまして、関係各局や区市町村、それから、民間団体等とも連携しながら、着実に都の食育を推進していくこととしております。

以上、簡単でございますが、ご報告とさせていただきます。

【山本会長】 ありがとうございます。

ただいまのご報告に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。
どうぞ。

【浅見委員】 将来にわたり健全な食生活云々のところの乳幼児についてなんですかけれども、ここでは基礎的な食習慣を身につけるため保護者を指導する、家庭における食育というふうに書かれていますけれども、保育園や幼稚園で幼児自身に教育をするということ、食育をするということをお考えじゃないのだろうかということ、ちょっと思います。

私の孫は、個人的なことですが、フランスの保育園に二人通っておりまして、やはり、あそこでは食文化を継承する場として保育園というのを位置づけているので、それこそ、前菜からデザートに至るものが、公立のほぼ無料で通っている保育園で提供されていると言っています。

ただ、あちらはいろんな事情があって、健全なそれこそ食生活をおくれないお子さんも、たくさん保育園にいらっしゃるから、そういうこともあるのかなと思う一方で、日本も今もう保育園に通う子供が大変ふえてきている中では、保育園でも子供たちにきちんとした食育の食文化を教えることと、食習慣をつけることで、正しい食育というか、栄養管理を自分でできる子供に、もう幼稚園、保育園のときから、本人にしなければいけないのではないのかなということをおもいました。

一方、うちの別の孫は、幼稚園のプレ保育というのに週1回行っているのですけれども、そこで出されるメニューが毎週1日なもので、同じカレーライスなのだそうです。毎週1回だけ行くとカレーライス、量も何か2歳児ということで非常に少なく、終わった後、お友達とみんな近くのマクドナルドに全員で行ってパンを食べ直すというのが楽しみになっていると。ちょっとどうかな、とそのお母さんたちも思っているようですけれども、一方で、とても人気のある幼稚園はデザートまで手づくりなんだってということで、そっちに行かすか、でも、そっちの後の教育方針は好きじゃないとかと言って、子供は3歳児から行く幼稚園選びにすごく悩んでいるのですけれども。

話がそれましたが、やっぱり幼稚園とか保育園できちんとした食育をできる人を育てて、ちゃんとした食事を提供するところから始まらないといけないのかなというのと、最後のこの高齢者というところで、私は民生委員もしておりまして、地域で高齢者、特に孤食になりがちな人たちの食事への配慮というのは気をつけてはいるのですけれども、東京都はこれについてどういう取り組み、本当になさっているのか、具体的にあれば教えていただきたいと思います。

【山本会長】 それでは、2点についてお答えをお願いします。

【小寺食料安全課長】 私の所管だけで全て答えられる範疇ではないとは思いますが、子供、児童・生徒、乳幼児も含めてですが、我が局では、乳幼児について、親子食育教室などの取り組みなどもいろいろやっているのですが、そういう中で、それをどんどん推進していきたいなという部分がございます。

それから、児童・生徒には、本当の農業現場じゃないですが、学童農園、あるいは学校給食での地元食材の利用など、そこを通じて、食の生産現場との交流や体験を通

じて、食を大切に作る心というものを育てていきたいなというふうに思っております。

いろいろな機会があると思いますので、また教育庁等々もあれば、また補足していただければと思います。

それから、あとお年寄りについては、高齢者の関係なのですが、うちとしますと、先ほどのご意見はご意見として丁重にそのとおりでなとは思いますが、あとは、高齢者の食育という面で考えますと、やっぱり低栄養にならないように、歯とか口腔の健康を保って、身体活動を増加させることが必要であるため、高齢者が参加しやすい地域活動を充実させていって、健康的な食生活についての情報というものが、そういうところで提供できればなということで、具体的なこういう施策とは今は言えませんが、そういう方向では考えております。

もし、教育庁関係でもあれば、すみません。

【山本会長】 教育庁のほうからお願いいたします。

【伊藤健康教育担当課長】 それでは、教育庁のほうからですね。教育庁の所管としましては、やはり、児童・生徒ということで、就学してからということにはなってしまうので、先ほどのお話に直接答えるようなところにならないかもしれないのですが、ただ、小学校1年生になりますと、規則正しい生活をしてお勉強のほうに努めていかなければならないということになりますので、就学する前の年に、全ての公立小学校の入学説明会等で、「そうだ、やっぱり 早起き・早寝！」というパンフレットを、保護者宛にお配りをして、規則正しい生活の大切さを伝える中で、食育にかかわるご案内をさせていただいております。

以上です。

【山本会長】 ありがとうございます。

では、江木委員、どうぞ。

【江木委員】 このすばらしい指標目標を拝見いたしまして、私少し感じるがあります。今、子供たちと関係を持っているもので、今どきとお思いになるかもわかりませんが、1日の食事が給食のみというお子さんが結構いらっしゃるの、私は本当にびっくりしました。それで学童にいらっしゃる時、保護者から3時になるべくおなかにもつものを出してくれと言われて、施設の方たちが今はすごく困っていらっしゃるのですね。

それは、調理品は出せるのは月3回までという決まりが学童ではあるらしいです。でも、子供たちはおなかがすいて、お菓子なんかは要らない。おなかにたまるものが欲しい、そういう要望が多いのに本当にびっくりしてしまって、今こんなときにそんな子がいるかと思って、本当に私はこの子供たちに接して、びっくりしています。驚きましたので感想を言わせていただきました。

だから、立派な目標があっても、その前に食べられないという現状もあるということ、皆さんに把握していただきたいなと思いました。

【山本会長】 貴重なご意見をありがとうございます。現状の把握ということが、まださらに必要なのかなということを感じましたので、その辺のところも含めて進めていっていただきたいのと、やはり、学童というか、就学前の段階での保育園とか、そういうあたりでの習慣づけというのですかね、その辺は指導者になる方が、やっぱ

りしっかりやっていないとだめだと思いますので、その辺の指導者教育といいますかもあわせてやっていただければと思います。

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【浅見委員】 親への指導とおっしゃるのですけれども、今のお母さんたち、本当に働くことが大変で、指導されたからって、そのとおりのものをつくるゆとりがないのが現実だから、やっぱり保育園、幼稚園、小学校の給食を充実させるしかない、本当にそれは心から思うので、よろしく。

貧困の問題とも、女性が今はとても働きにくい中で頑張らなきゃいけない状況の中で、パンフレットをもらったからって、朝ご飯を食べさせていたら保育園に間に合わないと、小学校にやれないと、時間的にやりくりもあるし、つくるのも面倒という、それを克服できるようなパンフレットがつくればいいですけれども、なかなか難しいということを申し上げて、これみんなで議論していかなければいけないなと思っています。

【山本会長】 ありがとうございます。貴重なご意見いただきました。それは参考にしながら、東京都のほうで進めていただければと思います。

ほかにございますか。前の部分で発言をし忘れたという方はございませんか。大丈夫ですか。

そうしましたら、その他はございますか。事務局、その他何かございますか。

【中村食品監視課長】 特にこちらからはございません。

【山本会長】 それでは、これをもちまして、平成28年度第1回東京都食品安全審議会を終了したいと思います。

委員の皆様には、長きにわたり円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【中村食品監視課長】 山本会長、ありがとうございます。

また、委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議いただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、第6期の委員の皆様は委嘱の期間が今年の11月までという形になってございます。実質的には本日の審議会が最後の開催ということになるかと思えます。

最後に、小林健康安全部長より皆様にご挨拶を申し上げます。

【小林健康安全部長】 改めまして、健康安全部長の小林でございます。

本日も長時間にわたり、熱心にご議論をいただきまして、また貴重なご意見を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、平成26年12月から第6期東京都食品安全審議

会委員として、2年間にわたり精力的にご審議をいただいております。この場をおかりして改めて御礼を申し上げます。

さて、食は日々の生活に欠かすことのできないものでございまして、また、人々の関心の高い分野でもございます。東京都といたしましては、東京における食品の安全・安心の確保に向けた取り組みを、都民の皆様方、そして事業者の方々とともに、今後も精力的に進めていきたいというふうに考えております。

話は変わりますが、皆さんご案内のとおり、今週末にはリオデジャネイロでオリンピックが開会をします。ということは、東京2020オリンピック・パラリンピックまで、残すところあと4年ということになりました。東京を訪れる多くの方々に、東京の食を楽しんでいただくためにも、食品の安全対策をより一層推進していかないといけないというふうに思っております。

委員の皆様方には、引き続きそれぞれご専門の立場からご指導、ご鞭撻をいただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

これまでの委員の皆様方のご尽力に心から感謝を申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【中村食品監視課長】 次期委員の委嘱につきましては、ただいま調整をさせていただいているところでございます。

引き続きお願いする委員の皆様につきましては、改めましてご連絡をさせていただきたいと存じます。

それでは、これもちまして、平成28年度第1回食品安全審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時40分閉会